

3. 協議会規約の一部改正

(1) 一部改正の要旨

- 本市では平成23年から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規程にもとづき、地域公共交通計画の作成および実施に関し必要な協議を行うことを目的とする法定協議会として、「青梅市公共交通協議会」を設置しています。
- 今後、「青梅市地域公共交通計画」にもとづく施策を進めるにあたり、道路運送法第78条にて規定された「自家用有償旅客運送」にかかる協議に対応できるよう、整備するものです。

(2) 新旧対照表

青梅市公共交通協議会規約（改正案）

改正後	現行
第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)～(11) 略 <u>(12) 自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人などの団体に所属する者のうち、その代表者が指名する者</u>	第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)～(11) 略
第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。 2 略 <u>3 2の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第161号平成18年9月15日)に定める「地域公共交通会議の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果または当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、地域公共交通会議の議決があったものとする。</u>	第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。 2 略
<u>4</u> 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開とする。	3 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開とする。

改正後	現行
<u>5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</u>	4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
<u>6 協議会において協議が調った、自家用有償旅客運送にかかる事項について、次に掲げる軽微な変更等は、協議会での協議を省略することができるものとする。</u> <u>(1) 停留所の名称の変更</u> <u>(2) ルートの変更を伴わない停留所の新設、廃止、位置変更等</u> <u>(3) 停留所の新設、廃止を伴わないルートの縮小</u> <u>(4) 第2号又は第3号の変更等に伴う部分的な運行時刻の修正</u>	
<u>7 前項の規定により軽微な変更等を行ったときは、次の会議においてこれを報告するものとする。</u>	
<u>8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。</u>	5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。
<u>付 則</u> <u>この規約の一部改正は、令和7年8月18日から施行する。</u>	

